

博士論文資格試験、博士論文計画書および博士論文についての内規

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科
国際関係論専攻

1. 博士論文資格試験について

- 博士論文資格試験（以下「資格試験」という。）は博士後期課程在学1年以上経過した在学中の者に対して、専門分野における2つの基礎・関連科目と、2つの外国語について行われる。ただし外国語試験については、博士後期課程入学試験をもってこれに代える。専門分野の科目については指導教員と相談し、「国際政治・比較政治系」、「国際社会・国際協力系」より2科目を受験することとし、筆記試験およびそれについての口述試験が行われる。受験科目の決定については専攻会議で判定する。

「国際政治・比較政治系」（*例：国際政治学、国際政治史、対外政策論、比較政治学、ヨーロッパ比較政治研究など）

「国際社会・国際協力系」（*例：国際政治経済論、国際社会学、開発経済論、比較社会学、現代ロシア経済研究、など） *（ ）内の科目名は一例。

- 受験者は受験予定日の約6カ月前に、「博士論文資格試験科目選択計画書」を専攻事務室に提出し、専攻会議の承認を得た上で、科目担当教員（2名）の指導を受ける。さらに、受験予定日の約2カ月前に「博士論文資格試験受験申請書」を専攻事務室に提出する。専攻主任は科目担当教員と相談の上、試験日を決定する。
- （2）の届はいずれも休学中に提出することができるが、休学中に受験することはできない（受験時には必ず在学していることを要する）。
- 資格試験に不合格の場合は、1年以内に申し出れば再試験を受けることができる。ただし再び不合格の場合は、博士論文提出の資格を失う。

2. 博士論文計画書について

- 資格試験の合格者は、9カ月以内に「博士論文計画書」を提出しなければならない。書式はA4判横書きで字数は12,000字程度（資料・文献目録は別に添付する）とする。
- 資格試験に合格した後、博士論文計画書の審査に合格し受理されるまで、休学することはできない（必ず在学していることを要する）。

3. 博士論文について

- 博士論文の審査を申請し得る者は、以下の要件をすべて満たす者とする。
 - ①専攻の実施する博士論文資格試験に合格し、博士論文計画書が受理されている者。
 - ②上智大学大学院博士後期課程在学者、あるいは同博士後期課程満期退学者。
 - ③課程博士については学術論文1篇、論文博士は著作1篇を提出している者。
- 学位に関する細目は、上智大学学位規定および課程博士の学位申請に関する特例(内規)の定めるところによる。